

「法定後見」の利用の流れ

①事前相談

②書類作成

③申立

④審理

⑤審判

⑥後見活動の開始

(出張相談も承ります)

当法人にご相談ください。

申立書類の作成・必要書類の収集
(ここから司法書士等へ委任予定)

京都家庭裁判所へ申立書等を提出

家庭裁判所で調査・面接の実施
※鑑定が必要な場合もあります。

家庭裁判所が「後見・保佐・補助」
の審判を決定します。(特別送達で通知)

ご本人の財産(現金・通帳等)・保険証等を
引継ぎ、後見活動が開始します。

約1~2ヶ月

約2~3か月

2週間

不服申立期間